◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第392号（H29.3.10）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝5件（3月3日～3月9日分）
(1)乗合バスと路面電車の衝突事故
(2)貸切バスの火災事故
(3)法人タクシーの横転事故
(4)法人タクシーの転落事故
(5)大型トラックの無免許、酒気帯び事故
2.準中型自動車運転免許の新設に伴う運転免許の種別の確認について【新着情報】
3.運送回数が約6%・運送収入が約2%増加しました!!～東京の410円タクシーの導入効果～
4.事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
5.貸切バス事業許可の5年更新制が4月1日にスタートします
◇◇◇

(4)法人タクシーの転落事故
3月9日（水）午前5時53分頃、岡山県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、路外に逸れて転落した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、運転者の脇見が原因の模様。

(5)大型トラックの無免許、酒気帯び事故
3月6日（月）午前4時00分頃、長野県の市道において、群馬県に営業所を置く大型トラックが運行中、凍結した路面でスリップして左後輪が道路脇に逸脱した。
この事故による負傷者はなし。
事故後、レッカーで車両を移動する際、当該大型トラック運転者から酒のにおいがしたため、レッカー車の運転者が警察に通報し、警察の調べにより当該大型トラック運転者の酒気帯びが判明した。
また、当該大型トラック運転者は、自家用車での酒気帯び運転による事故のため免許取消し処分を受けており、無免許運転であった模様。

上記5件の死傷者数計：死亡0名、重傷0名、軽傷0名（速報値）

◇◇◇

ン未満及び最大積載量3トン未満の車両を運転することができます。

◇◇◇

昨年12月に成立した道路運送法の一部を改正する法律のうち、貸切バス事業許可の更新制の導入については、本年4月1日より施行されます。更新の手続について必要な事項を定めるため、2月28日、省令・通達の一部を改正しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000263.html

◇◇◇